



® 平成30年 7 月 5 日 (木)

No. 14724 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆中国2017年知財に関する重要判例①
中国における專利侵害紛争の法律執行手続きの選択に関する考察… (1)

☆知的財産研修会(徹底解説 経済産業省が6月15日正式公表
[AI・データの利用に関する契約ガイドライン (AI編)]) (8)

中国2017年知財に関する重要判例①

中国における專利侵害紛争の法律執行手続きの 選択に関する考察

— 実用新案権侵害紛争に係る「楡林局」行政処理事件 —

林達劉グループ¹

北京林達劉知識産権研究所 北京魏啓学法律事務所

著者: 魏 啓学 王 洪亮

目次

はじめに

I 事件の概要

1. 基本情報
2. 事件の経緯

II 本件の争点に関する判断

III 專利侵害紛争の法律執行手続きの選択に関する考察

1. 專利侵害紛争の行政処理及び手続き資料

官公庁、公益法人、国立大学、自治体等の契約実務・監査事務の担当者必携！
「東京都の入札改革の概要」など新たな内容を書き下ろし！

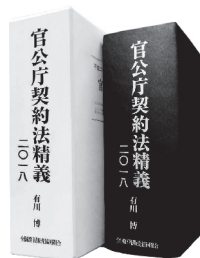
官公庁契約法精義

日本大学総合科学研究所教授 有川 博
元会計検査院第四局長

A5 版上製箱入 本体 12,500+ 税

2018

※お申し込みは…各都道府県官報販売所及び政府刊行物センターへ！



全国官報販売協同組合 〒114-0012 東京都北区田端新町 1-1-14 TEL 03-6737-1500 FAX 03-6737-1510 <http://www.gov-book.or.jp>

2. 専利侵害紛争の行政処理のメリット及びデメリット
 3. 専利侵害紛争の行政処理を採用する際の留意事項
- おわりに

はじめに

中国最高裁判所は2016年4月19日に「2017年知的財産権司法保護に係る10大判例」と「50典型的判例」を発表した。最高裁判所により選定・公布されたかかる典型的判例は、各事件において現れたさまざまな問題、中国裁判所の見解及び司法実務上の傾向を具体的に反映している。弊所は、上述の判例から、知的財産権の実務において特に重要な意味を有する判例を選んで紹介し、解説する。中国の司法実務に関心を持つ皆様のご参考になれば幸いである。

本件は、「2017年知的財産権司法保護に係る10大判例」から選んだものである。本件は専利に係る行政機関の法律執行における手続き違法の認定及び対処に関するものである。中国最高裁判所は本件において、明確に変更された合議体メンバーがまた本件決定に署名したことは実質上、「審理者が裁決しておらず、裁決者が審理していない」こととなり、法定手続きへの嚴重な違反となることを明確に指摘した。原則、本件決定の合議体は、当該行政機関の専利に係る行政法律執行資格を有する係員により構成されるべきであった。他の機関から法律執行官を派遣してもらう場合、正式で完全な公文書手続きを履行すべきである。本件判決は、行政機関の法律に従う行政の適正化を促進し、知的財産への司法保護の主導性を示している。本件は、「知的財産に係る裁判分野の改革・革新の強化における若干の問題に関する意見」に提案された「知的財産権に係る行政行為の司法審査の強化」を代表する事例として、知的財産分野における法体制の構築及び技術革新のための法律環境の最適化を推進する上で重要な意味を有する。

詳細は以下のとおりである。

I 事件の概要

1. 基本情報

再審請求人（一審原告、二審控訴人）：西峡龍成特種材料有限公司

被請求人（一審被告、二審被控訴人1）：榆林市知識産権局

被請求人（一審第三者、二審被控訴人2）：陝西石炭化工グループ神木天元化工有限公司

判決の情報：

一審：西安市中等裁判所（2015）西中行初字第00267号行政判決

二審：陝西省高等裁判所（2016）陝行終94号行政判決

再審：中国最高裁判所（2017）最高法行再84号行政判決

2. 事件の経緯

西峡龍成特種材料有限公司（以下、「西峡社」という。）は、陝西石炭化工グループ神木天元化工有限公司（以下、「天元社」という。）が製造、使用している装置は自社の「内煤外熱式煤物質分解装置」という実用新案権（つまり本件実案）への侵害に該当するとして、榆林市知識産権局（以下、「榆林局」という。）に行政処理を請求した。2015年9月1日、榆林局は、榆知法処字〔2015〕9号「専利侵害紛争事件処理決定書」（以下、「本件決定」という。）を発行し、天元社が本件実案への侵害に該当しないと認定した。本件決定の合議体メンバーは、宝鶏市知識産権局の係員である苟紅東を含んだが、苟紅東が本件紛争の行政処理に参加する旨の決定を示す正式な公文書はなく、また、榆林局の口頭審理の議事録には、苟紅東の正式な身分及び合議体に参加する理由を西峡社、天元社に知らせたような記載はない。さらに、榆林局は本件実案侵害紛争について口頭審理を2回行ったが、2回目の口頭審理時に当事者に伝えた合議体メンバーと、本件決定に署名した合議体メンバーとは異なる。西峡社は本件決定を不服として、行政訴訟を提起した。西安市中等裁判所（以下、「一審裁判所」という。）は、「行政法律執行官の体系内